

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（荒川ふるさと文化館・南千住図書館空冷チラーユニット（R-1-1）部品交換）	No.5200575
工（納）期	令和7年7月31日	
契約締結日	令和7年6月18日	
契約金額	814,000円（消費税込み）	

契約相手方	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー東京本店 (法人番号：9010001096367)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約（荒川ふるさと文化館・南千住図書館空冷チラーユニット（R-1-1）部品交換）
指名業者 （案）	名 称 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー東京本店 所在地 東京都品川区北品川五丁目５番１５号 代表者 執行役員本店長 諸熊 徳男
特命理由	本件は、荒川ふるさと文化館・南千住図書館屋上に設置している空冷チラーユニットの部品交換を行う修繕契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、対象となる同設備に不具合等を生じさせることのないよう、動作条件等を最も熟知した者の施工が必要である。 空冷チラーユニットを含む空調設備は、遠方監視システムを通じて正常かつ良好な可動が確保されているが、上記業者は遠方監視システムの製造元かつ設置者であり、遠方監視システムを含む空調設備全体の保守業務についても受託しているため、安全で迅速な施工が期待できる。 ② 不具合発生時の責任の所在が不明確となるため、他社が修繕を実施することはできない。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）